

## <相続の選択>

相続には、次の3つの種類があり、状況に応じて選択することができます。

### (1) 単純相続

相続人が被相続の権利義務のすべてを承継します。そのため、もし被相続人に借金があった場合、相続人が弁済しなければなりません。

### (2) 限定承認

相続した財産の範囲内で被相続人の債務を弁済する方法です。被相続人の財産は限定承認者によって相続債権者に対する弁済に充てられますが、限定承認者は相続財産の限度を超えて弁済する必要はありません。相続することがわかったときから3か月以内に家庭裁判所への申し立てが必要です。事例としては大変少なく、相続放棄が選択される場合が多いようです。

### (3) 相続放棄

相続人が相続による承継を全面的に拒否する意思表示です。相続することがわかったときから3か月以内に家庭裁判所への申し立てが必要です。放棄した相続人はその相続に関しては最初から相続人にならなかったものとして扱われます。負債を承継したくない場合だけでなく、他の相続人との分割を求めない(他の相続人に譲りたい)ときなどに選択されます。